

香取健康福祉センター運営協議会運営要領

(目的)

第1条 千葉県行政組織条例第34条の規定により、香取健康福祉センター運営協議会（以下「本会」という。）の円滑な運営を図るため、別に定めのあるもののほか、香取健康福祉センター運営協議会運営要領（以下「要領」という。）を定める。

(構成)

第2条 本会の構成は、香取健康福祉センター管内の市町関係機関・団体等の代表者並びに学識経験者の中から知事が任命又は委嘱した委員をもって構成する。

(庶務)

第3条 本会の庶務を行うため、香取健康福祉センター総務企画課内に事務局を置く。

(会長・副会長)

第4条 本会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定めるものとする。

3 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の委員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 会議の出席者に対しては、予算の範囲内において費用弁償する。ただし、委員が県関係者の場合を除く。

(その他)

第8条 この要領によりがたいときは、別に協議して決定する。

附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。